

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令(案)に対する意見募集
に対する意見募集の結果

No.	意見提出者(順不同)	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
1	地方自治体	改正内容の2(カ)中、「当該期間内に交付申請書を提出しないことにつきやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。」と想定されているが、この「やむを得ない理由」について、総務省はどのような場合を想定されているのか、本件結果まとめの段階で明らかにしていただきたい。	やむを得ない理由として、天災や病気等により、30日間以内に申請をできなかった方等が想定されますが、各市町村において事情を聴取いただいたうえで、最終的に各市町村長にご判断頂くことを考えています。	無
2	個人	現在有効な個人番号カードを所持している者で、有効期限内の交付を受けたい者が申請時来庁方式により申請を行う場合、当該有効なカードは廃止のうえ受け付けることになっている。そのため、新たなカードが手元に届くまで当該住民はカードを利用することができない。適切な保管、適切な手続きを行う住民を個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として加えるべきではないか。	カードの更新に際し、有効期間内の個人番号カードの再交付を求める方については、新たな個人番号カードが手元に届くまで個人番号カードを利用できないということが生じないよう、更新前の個人番号カードと引き換えに新たな個人番号カードを引き渡す、いわゆる交付時来庁方式をご案内することとしております。なお、有効期限通知書には、郵送申請のための交付申請書及びオンライン申請が可能なQRコードが記載されており、住民の方は交付時に1度来庁することで再交付を受けることができます。	無
3	個人	私は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令案に反対します。その理由は以下の通りです。 プライバシーの懸念： 個人番号カードの利用範囲の拡大は、個人情報の漏洩や不正使用のリスクを高めます。特に、顔写真が付いていない書類での本人確認は、他人によるなりすましを容易にする可能性があります。 利便性の低下： 被保険者証を本人確認書類から削除することは、多くの国民にとって不便です。健康保険証は広く普及しており、普段持ち歩いている人が多いため、他の本人確認書類を持参する負担が増加します。 制度の複雑化： 国外転入者や紛失者に対する個人番号カードの送付期間を限定することは、手続きの煩雑さを増し、利用者の負担を増加させます。特に、やむを得ない理由がある場合でも30日間の制限が適用されるため、柔軟な対応が求められます。 セキュリティの問題： 交付申請者にカードを送付する際の方法として、本人限定受取郵便等に限定しないことは、カードの確実な受領を保証する上で不十分です。より厳格な受取方法を求めるべきです。 以上の理由から、本命令案に対して反対いたします。個人情報保護と利便性向上を両立するため、再考を求めます。	ご意見として承ります。1歳未満の乳児については、一般的に、親権者がカードの代理申請を行っていますが、基準を満たす顔写真を撮ることが容易でないこともあり、特に出生直後などにおいて写真撮影が一定の負担となっていることが、カードの申請にあたっての一つの障害になっていると考えられることから、その負担の軽減を図るために顔写真なしのカードを今般創設したところです。なお、1歳未満の乳児については、法定代理人(親権者等)が各種手続きを行うことが通常であり、乳児が単独で顔写真なしカードを用いて本人確認を行う場面は想定されないものと考えています。また、1歳未満の乳児以外による申請については、いずれの者も顔写真の添付を必須とし、本人確認書類についても顔写真を必要としています。 また、被保険者証を本人確認書類から削除することについては、令和6年12月2日より、現行の被保険者証の新規発行を行わなくなることに伴うものですが、同日以降も有効な被保険者証については本人確認書類として利用可能としております。 機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出を行うことができる期間は、やむを得ない理由があるときは、30日間の制限は適用されません。 また、現行の申請時来庁方式においても、申請時に対面で厳格な本人確認を行い、かつ、確実に個人番号カードの交付を受け取ることができる旨を疎明する場合において、書留郵便等により個人番号カードの送付を行うことを認めているところであり、カードの確実な受領を保証する上で不十分であるとは考えておりません。	無
4	個人	機構がマイナンバーカードの暗証番号を設定するのはなぜか	個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者については、最短5日以内に個人番号カードを機構から直接申請者の住所地等に送付するために、本人からの暗証番号設定依頼書に基づき、機構が暗証番号を設定することとなります。個人番号カードの交付を速やかに受けることを希望せず、交付時に来庁いただく場合は、従前どおり、自ら暗証番号を設定頂くこととなります。	無
5	匿名	マイナンバー制度は安全性が担保されていないのではないかと(同趣旨の質問他1件)	マイナンバー制度では、制度面とシステム面において保護措置を講じ安全性の確保を図っています。具体的に、制度面では、マイナンバー利用時の本人確認措置、マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管等の禁止、マイナポータルによる情報提供等記録の確認といった対策を実施し、システム面では、個人情報の分散管理やマイナンバーを直接用いず符号を用いた情報連携を実施し、アクセスできる人の制限・管理を行うとともに通信の暗号化を行っております。	無

No.	意見提出者(順不同)	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
6	匿名	1歳児にマイナンバーカードを交付するのはなぜか	マイナンバーカードは対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤となるものであり、住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者に対し、申請により、交付することとされているものです。	無
7	個人	1歳未満の本人確認書類は、写真無しのものを用いる、ということですが、更新時に写真付きのカードを発行する場合、なりすましや不正をいかに防止するのでしょうか？ また、2〇2(ウ)で「国外転入者が法第 16 条の2第3項の機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する申出を行うことができる期間は、国内転入後転入届を届け出て以後 30 日間とする。」とありますが、主語が国外転入者なのに、「国内転入後転入届を届け出て」というのはどういうことでしょうか？「国外からの転入者」って意味でしょうか？	1歳未満の乳児以外によるカードの申請又は更新の際には、いずれの者も顔写真の添付を必須とし、また、対面での厳格な本人確認を行っており、特に、代理交付の場合には必ず写真付きの本人確認書類等を求めることとなります。 国外転入者とは、「国外からの転入者」を指します。	無
8	匿名	受付締切日時の「2024年8月29日0時0分」は「2024年8月30日0時0分」と訂正したほうがよい。意見提出期間は「8月29日(木)まで」であるから。	御意見を踏まえ、受付締切日時を8月30日0時0分と修正しております。	無